

介護サービスの提供を開始される皆様へ (介護サービス情報の公表制度のご案内)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

1. 介護サービス情報の公表制度とは

介護サービス情報の公表制度とは、介護サービスの利用者やその家族等が適切にサービスを選択できる機会を提供するために、介護サービス事業者から報告があった事業所・施設の情報を、国がインターネット上で提供する「介護サービス情報公表システム」において公表する制度です。

介護保険法第 115 条の 35 により、新規に指定又は許可を受けて介護サービスの提供を開始する事業者には報告の義務が課せられています。

また、報告には大阪府福祉行政事務手数料条例第 4 条により手数料 2,000 円の納付が必要です。

2. 公表事務の流れ

① 4 月 1 日から 9 月 1 日までに指定を受けた場合は 10 月頃、10 月 1 日から 3 月 1 日までに指定を受けた場合は、指定日の約 1～2 か月後に、大阪府指定情報公表センターから事業者へ、情報を入力するために必要な ID・パスワードを記載した通知文書、手数料の払込票等を送付します。

② 事業者は、公表システムにログインし、情報を入力し、期限までに報告を完了します。併せて、送付された払込票により、コンビニで手数料を納付します。

③ 指定情報公表センターで手数料の入金及び報告内容の確認が完了すると、公表システム上で報告内容が公表されます。

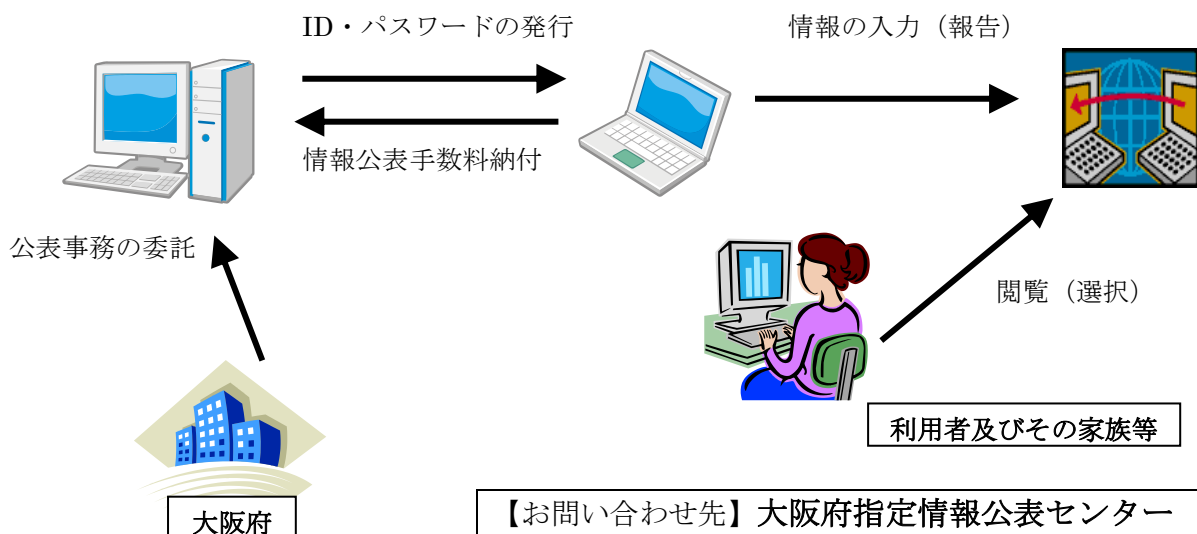
※今年度情報を報告した場合でも、1 年間の介護報酬支払実績額が 100 万円を超える場合は、次年度以降も毎年度情報の報告が必要となります。

介護サービス情報の公表の流れ

大阪府指定情報公表センター

介護サービス事業者

介護サービス情報公表システム



【お問い合わせ先】大阪府指定情報公表センター
大阪府社会福祉協議会 総務企画部
(TEL) 06-6762-9476・06-6762-9471
(FAX) 06-6764-5374